

平成25年12月24日

笠間市いじめ防止基本方針

笠間市教育委員会

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利ばかりでなく、生存する権利までをも著しく侵害する行為です。そして、子どもたちの心や体のすこやかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その命や体に重大な危険を生じさせるおそれもあります。このようないじめの危険から子どもたちの人としての尊厳を守るため、笠間市教育委員会では、「笠間市いじめ防止基本方針」を定めます。

1 いじめ防止のための基本的考え方

- いじめは、児童生徒間では常に起こりうるものであるという認識の下に、未然防止を対策の基本とする。
- いじめは、大きな人権侵害であり、犯罪にもなりうる行為であることを児童生徒に実感として理解させる教育活動を充実する。
- いじめの兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処するとともに、いじめを受けた児童生徒の生命の安全、心身のケアなど、いじめを受けている者の意見が反映されることに配慮する。
- 学校ばかりではなく、保護者、地域住民などとの連携を大切にし、いじめ撲滅を市民レベルでとらえ、より有効な対策となるようにする。
- いじめは、児童生徒個々の問題であり、児童生徒が主体的、積極的にいじめ防止に取り組む態度を育てる。

2 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 幼稚園・小学校・中学校での取り組み

- 幼児期から、集団と個の関係を遊びを通して理解させるとともに、自分たちの問題を主体的に話し合い、解決できる力を育てる。
- 笠間市自殺予防教育指導資料「かがやき」を活用し、生命尊重、人権尊重等の道徳心の醸成と心配を伝える、相談を受けられる等のスキルを身につける。
- いじめを誘発する子どものストレスの軽減を図ると共に、ストレスを回避できる力を育てる。
- 子どもたちの園・学校での生活の様子、頑張ったことなどを保護者に伝える活動を一層充実する。

(2) 家庭・地域での取り組み

- 「子どもは、家庭や地域の宝である」という共通理解のもとに、子どもたちの健全育成のため、関係諸団体・機関等と連携し、いじめ防止に取り組む。その際、情報交換、行動連携など具体的な活動を大切にする。

(3) 教育委員会の取り組み

- いじめ防止のための啓発活動、園・学校等への支援を充実するとともに、地域社会への働きかけを継続する。
- いじめがあったときには、学校とともに早急に対応し、関係機関や有識者等に意見等を求めながら、子どもたちが安心して普通の生活に戻れるよう努める。